

一般社団法人湖南省観光協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人湖南省観光協会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を滋賀県湖南省に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、湖南省の観光・物産の宣伝及び観光交流客の誘致並びに観光客に対する情報提供を行うとともに、県内外各観光協会及び市内観光関連事業者と密接な連携を図ることにより、観光事業の健全な発展を促進し、湖南省の地域経済の振興及び伝統・文化の発展・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する広報・宣伝及び観光客の誘致
- (2) 観光行事の開催及び助成
- (3) 観光に関する調査及び研究
- (4) 観光情報の提供及び収集
- (5) 観光資源の保護と開発
- (6) 伝統工芸及び伝統文化の保全と継承
- (7) 県内各観光協会及び市内観光関連事業者との連絡調整
- (8) 観光に関する講演会、研修会、展示会の開催
- (9) 外国人旅行者の受入推進
- (10) ホスピタリティーの醸成と啓発
- (11) 地方公共団体等から委託される観光事業の受託
- (12) 特産品の広報・宣伝及び指導育成、観光物産等の販売
- (13) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 当法人の会員は、次の 2 種とし、両会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した法人、個人又は団体
- (2) 特別会員 当法人に功労ある者又は学識経験者であって、会長が推薦し理事会の承認を得たもの

(入会)

第 7 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を正会員とする。

2 正会員となるには、会費を添えて、当法人所定の様式による申込みを行うものとする。

(会費)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に届け出なければならない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第17条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第19条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(総会における書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、出席会員のうちから選出する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上30名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、3名以内を副会長、8名以内を常任理事、1名を会計とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第25条 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の決議を経て定めた順序により、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、当法人の業務の執行を決定する。

5 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局員等に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第29条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

(相談役)

第30条 当法人に相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 相談役は、会長の諮問に応じ、当法人の運営に対して助言を与えるものとする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 当法人の資産は、財産目録記載の財産、会費、補助金、寄附金品及び事業収入、雑収入等によって構成する。

(資産の管理)

第38条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議による。

(経費の支弁等)

第39条 当法人の経費は資産をもって支弁する。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第45条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人(公益認定されている法人)又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 部会

(部会)

第46条 当法人の事業を推進するために部会を設置する。

- 2 部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 事業計画及び予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (7) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (8) 理事及び監事の履歴書
- (9) 職員の名簿及び履歴書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(特別の利益の禁止)

第52条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第53条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時役員)

第54条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事 平松 善雄

設立時理事 小山 達慈

設立時理事 園田 完次

設立時理事 上西 宗市

設立時監事 大谷 巖

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名及び住所)

第55条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
平松 善雄	滋賀県湖南市平松203番地
小山 達慈	滋賀県湖南市石部中央四丁目2番51号
園田 完次	滋賀県湖南市岩根1176番地
上西 宗市	滋賀県湖南市下田3335番地
大谷 巖	滋賀県湖南市宮の森二丁目7番17号

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

付 則

この告示は、平成24年2月8日から施行する。

この告示は、平成28年5月31日から施行する。

以上、一般社団法人湖南省観光協会設立のため、設立時社員平松善雄、同小山達慈、同園田完次、同上西宗市及び同大谷巖の定款作成代理人司法書士林善彦は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成24年2月8日

設立時社員 平松 善雄

設立時社員 小山 達慈

設立時社員 園田 完次

設立時社員 上西 宗市

設立時社員 大谷 巖

定款作成代理人

住所 滋賀県湖南省中央五丁目62番地

司法書士 林善彦